

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平安会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び副理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 理事・評議員が理事会及び評議員会に出席した場合は、源泉徴収後日額5,000円を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席した場合は、源泉徴収後日額5,000円を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第5条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁消費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規定は、平成23年12月1日より実施する。
- 2 この規定は、平成25年12月8日より改定実施する。
- 3 この規定は、平成29年4月1日より改定実施する。

別表 1

名称	報酬
理事長業務報酬等	(月額) 600,000円
副理事長業務報酬等	(月額) 400,000円
理事及び評議員業務報酬等	(日額) 10,000円
監事監査指導報酬等	(日額) 10,000円
理事長業務賞与等	600,000円/回
副理事長業務賞与等	400,000円/回

別表 2

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000円	10,000円	実費